

議案第74号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3第7項の表を次のように改める。

7 こども動物園

区	分	金額	摘要
一般・高校生	当日券	200円	1 年間パスポートは、交付の日から1年が経過する日の属する月の末日まで本人に限り有効とする。 2 当日券で、30人以上の者が団体で入園する場合は、左記の金額のそれぞれ100分の80に相当する額とする。 3 小学校就学前の者は、無料とする。
	年間パスポート	600円	
中学生・小学生	当日券	50円	
	年間パスポート	150円	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年11月26日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立智光山公園こども動物園の利用の促進を図るため、同施設の利用の区分に年間パスポートの規定を設けたいので、この案を提出するものである。